

商工 かこがわ

The Kakogawa Chamber of Commerce and Industry



てるひめちゃん



特集 消費税インボイス制度が始まります

■ クローズアップ
プロ棋士・加古川観光大使
横山 友紀 さん

■ エッセイ
米種花
代表 松本 喜久子 さん



<https://kakogawa-cci.or.jp/>

もくじ



今月の表紙

『hair space TEADA(ティーダ)』

事業所データ

◆代表者

あんだい ようへい
代表 安大 陽平

◆所在地

加古川市加古川町北在家2219-2-1F

◆電話

079-425-5650

◆ホームページ

<http://teada.jp>

◆表紙写真



①髪のおしゃれは私たちにお任せください！

②店舗の外観

③店名「TEADA(太陽)」の光が差し込む店内

④いつも笑顔は欠かしません

⑤効率的に作られた車内

⑥特注のヘッドレストもついて、背もたれが倒れても体をしっかり支えます。

⑦車内でシャンプー。頭皮もすっきり。

2 特集

消費税インボイス制度が始まります

7 クローズアップ

「将棋の魅力を伝えます」
プロ棋士・加古川観光大使
横山 友紀 さん

9 エッセイ

「発酵と私」
米種花 代表 松本 喜久子 さん

11 会員事業所紹介

ふじい整骨院
院長 藤井 憲之 さん

13 会議所のうごき

「加古川市ビジネスプランコンテストのグランプリが決定！」 他

14 団体だより

青年部・加古川市環境保全研究会・女性会

15 会議所からのお知らせ

「『西支所』業務日の変更について」 他

16 会議所カレンダー

「今月の“こんな日”」

ご覧ください加古川商工会議所のホームページ <https://kakogawa-cci.or.jp/>



「つむぎやうじくも、髪のおしゃれを」

店名「ティード」は沖縄の方で太陽。明るさと温かさを感じる店にしたいという思いのとおり、太陽のように明るい笑顔のスタッフが迎えてくれます。

「私たちはお客様のヘアスタイルを創り出す。職人」そう話すのは代表の安大陽平さんです。豊富なメニューは高い技術を持った「職人」が集まる同店ならではの。「スタッフの技術力の高さと、それぞれの得意分野におけるセンスは抜群、『できない』が無い」のが自店の強み」と自信をみせます。時間をかけたカウセリングでは数か月後の状態や家でのスタイリング法なども丁寧に説明し、お客様が納得したうえで施術を行うなど、その満足度の高さは連日多くのお客様が来店しています。そのようななか、安大さんは高齢であったり障害があったりして来店が難しいという声を聞き「来店が難しいなら、こちらから行けばいい」と訪問理容に取り組みしましたが訪問理容ではカットだけで施術に限界があり、そこで「美容室ごと移動できれば・・・」と思いついたのが移動美容室の運行です。しかし一念発起して購入したトラックを美容室に「改装」するのは簡単ではありませんでした。試行錯誤を重ね一つ一つ解決していき一年かけて完成させた車はまさに「美容室」。加古川市初の「動く美容室」はシャンプー台・シャワーが完備され、大きな窓があり開放的、特注の車いすはリクライニングでそのままシャンプーエリアにもなり、利用者から好評を得ています。安大さんは訪問福祉理美容師の資格を取得、介護が必要な人の自宅や施設などを訪問しています。「認知症の方だと鏡を怖がる方もいたりして簡単にはいかないこともありますが、何度通っても笑顔が見えた時は本当に嬉しいですね。どんな人にもおしゃれで、綺麗で、笑顔でいてほしい。シャンプーもカラーも諦めてほしくない」と話します。光熱費により経費もかかるが「確かに労力も含めると大変です。しかしこれは採算を考えたやっていくことではないので・・・」と微笑み、SDGs目標の一つ「全ての人に健康と福祉を」の活動でもあると言います。

「これからはお客様に店に来ていただくだけでなく、私たちが行く時代。コンパクトタイプの2台目導入も考えていて、店舗で移動車で、一人でも多くの笑顔を増やせたら嬉しいですね。今後も常に勉強し向上心を持って改善点や課題はスタッフとともに考え解決していきたい。目配り・気配り・心配りを忘れずお客様に寄り添った仕事を続けていきたいですね」安大さんは笑顔で語る。道を一歩一歩進んでいます。

今すぐ
確認！

消費税インボイス制度が始まります

本年10月よりインボイス制度が開始されます。現在免税事業者の方も、インボイス発行事業者の登録をするかどうか自身の事業実態に合わせて検討してください。

インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

買手は仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。

売手はインボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録を受ける必要があり、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

仕入税額控除ってなに？

納付する消費税を算出する際に課税売上の消費税額から課税仕入れの消費税額を差し引くことです。

納付する消費税額の計算方法

$$\text{売上げの消費税額（売上税額）} - \text{仕入れや経費の消費税額（仕入税額）} = \text{納付する税額（納付税額）}$$

差し引く計算が
仕入税額控除

仕入税額控除には
インボイスの保存
が必要

インボイスがなければ
仕入税額控除できない※

※ 一定期間、経過措置が設けられています



当社（A社）の納税額は

$$\text{②1,000円（売上税額）} - \text{①700円（仕入税額）} = \text{300円（納付税額）} \quad \text{となります。}$$

当社（A社）が登録しないと

売上先（B社）にインボイスを交付できず、売上先（B社）はインボイスがなければ仕入額控除ができないので

$$\text{③1,300円（売上税額）} - \text{0円（仕入税額）} = \text{1,300円（納付税額）} \quad \text{となります。}$$

②1,000 円の
控除不可

当社（売手）がインボイスを交付した場合と比べ、売上先（買手）の納付税額が大きく計算されます

請求書の対応例

- ※ 下線部は、特に注意する項目です
- ※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

請求書

①交付先の相手方（売上先）の氏名又は名称
(株)〇〇 御中

②取引年月日
11/1

③税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率
8%対象 15,000円 消費税1,200円
10%対象 3,000円 消費税 300円

④売手（当社）の氏名又は名称及び登録番号
▲▲▲▲(株) 登録番号T1234...

⑤取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
11/1 魚 ※ 5,000円
11/1 豚肉 ※ 10,000円
11/15 割りばし 1,000円
11/29 タオルセット 2,000円

⑥税率ごとに区分した消費税額
※ 軽減税率対象

登録をするかどうかは
事業所の任意です

登録を受けるかどうかはどう判断する？

〈販売先による考え方〉

販売先の区分	事業者のみ	事業者と一般消費者が混在	一般消費者のみ
自社業種（例）	建設業、製造業 等	飲食店、花屋 等	学習塾 等
基本的な対応方針	インボイス発行事業者になることを検討する	事業者への販売（例えば飲食店での事業者による接待利用など）の多寡によってインボイス発行事業者になることを検討する	販売先にインボイス事業者がいらない限り、インボイス発行事業者になる必要はない。

※事業者であっても免税事業者や、簡易課税制度を選択している販売先は、インボイスが不要です。

インボイス発行事業者になるかの判断は、販売先によっても異なります。

例えば、販売先が一般消費者のみの場合、現状は事業者への販売がなくても将来的に発生するかもしれません。また、一般消費者だと思って販売していたところ、領収書を求められて、実は事業者だったとわかるケースもあります。さらに、販売先が事業者でも、その**事業者が免税事業者や簡易課税を選択している事業者なら仕入先からのインボイスは不要**なので、インボイス発行事業者となる必要がない場合もあります。

インボイス発行事業者になるかどうかは、自社の経営状況（収益状況、経理業務にかかるコスト、販売先、販売先との取引における関係性）や、将来の経営戦略などを踏まえ、総合的に検討する必要があります。

〈取り得る選択肢によるメリット・デメリット〉

選択肢	現在の消費税区分	メリット	デメリット
インボイス発行事業者の登録を行う	免税事業者	・販売先は仕入税額控除が可能となるため取引が継続する可能性が高い	・消費税の納付・申告が発生し、事務負担が増える ・消費税分を販売価格に転嫁できず利益が減少する
	課税事業者		・登録申請等の手間が発生 ・自社の請求書の様式を変更 ・発行したインボイスの保存が必要
インボイス発行事業者の登録を行わない	免税事業者	・消費税の納付・申告が不要 ・登録申請等の手続きが発生しない ・従来どおりの請求書の使用が可能 ・インボイスの保存が不要	・販売先は仕入額控除ができないため取引が見直される可能性がある
	課税事業者		

すべての方が対象

⑤少額値引き・返品は対応不要？ 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

すべての事業者は1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります。振込手数料を値引き処理する場合も対象です。



見直し案：値引き等が少額（1万円未満）である場合、返還インボイスの交付を不要とする



「振込手数料は当社にて負担」という慣行の場合、現行制度上では、振込手数料のような数百円の取引でも「値引き」として返還インボイスを発行しなければなりません。今後はこの慣行において、振込手数料の肩代わり分のためだけに返還インボイスを発行する必要はなくなります。

中小事業者向け

⑥会計ソフトに補助金？ IT導入補助金の補助下限額の撤廃

自社の使っているレジや券売機、キャッシュレスシステム、会計システム等のインボイス対応がいつの間になるのか、メーカーに確認してください。現状を確認した上で、新しいシステム投資が必要になる場合は、補助金を活用しましょう。



IT導入補助金（デジタル化基盤導入類型）について、補助上限額は従来通り350万円のままだに、

①下限額を撤廃

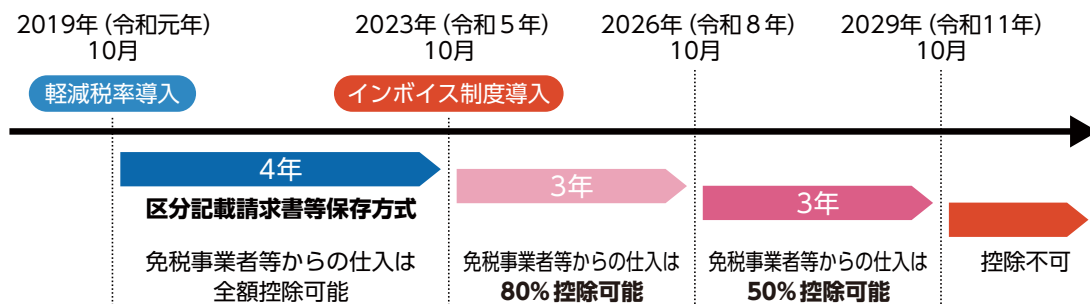
②補助率は補助額50万円以下が4分の3以内、50万円超-350万円は3分の2以内

として、市場に普及している安価なソフトも導入しやすくなりました。

課税事業者になると経理事務が煩雑化するためインボイス制度に対応した経理システムを準備するなど必要が出てきます。また免税事業者は自社の状況をよく見て課税事業者になるかどうかの判断をしましょう。

また、仕入先が免税事業者であった場合、申請の意思確認などをしたうえで、免税か課税かだけでなく、その商品の品質価値が自社にとって有益な物なのか、解除することでかえって不利益にならないか、なども考慮するようにしてください。

＜免税事業者等からの仕入に係る経過措置＞



免税事業者が課税事業者になるということは、それまで免税されていた消費税を納めるということなので、益税分の利益が減少することが考えられます。収入額が減少するため、今まで以上に資金繰りに注意が必要が出てきますので、それに耐えられるよう事業基盤を整えることも重要です。

10月のインボイス制度開始に向けて企業はもちろんのこと、個人事業主にも対応が迫られています。事前にしっかりと準備をし、制度のスタートに備えてください。

インボイス制度には支援措置があります！

免税事業者から課税事業者になる方へ（①～③）

小規模事業者向け

①納税額が売上税額の2割に軽減 税負担の軽減（3年間の経過措置）

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担を軽減するため、売上税額の2割を納税額とすることができます。

売上700万円（税額70万円）※サービス業
経費150万円（税額15万円）

実額計算の場合➤

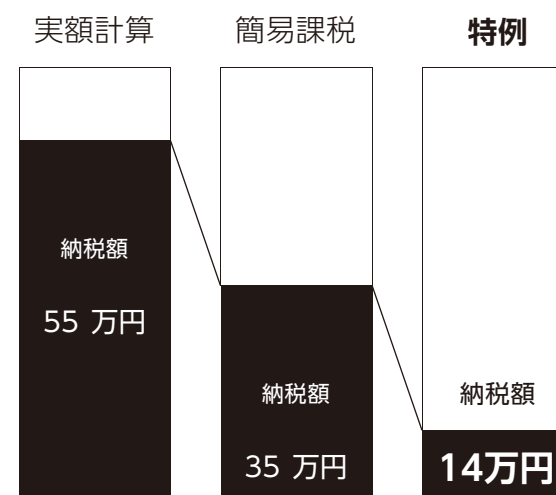
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合➤

70万円 - 35万円※ = 35万円

※70万円×50%（サービス業のみなし仕入率）

特例の場合➤70万円 × 2割 = 14万円



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率ごと（8%・10%）に把握するだけで簡単に申告書が作成できるようになります。

また、事前の届出も不要で申告時に適用するかどうかの選択が可能です。



小規模事業者向け

②登録で補助金50万円上乗せ 持続化補助金上限額の加算

小規模事業者持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます。

【補助上限】

50万円～200万円（補助率2/3以内）※一部の類型は3/4以内
⇒100万円～250万円（補助率2/3以内）※一部の類型は3/4以内

インボイス発行事業者登録で50万円プラス

補助対象は店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など。

すべての方が対象

③登録申請4月以降でも大丈夫？ 登録申請期間の延長

これまで原則として2023年3月末までに登録申請することとされていましたが

4月以降でも可能となりました



登録申請書提出から登録通知までの期間は、e-Taxで約3週間、書面提出で2か月かかります。（国税庁：令和5年1月12日現在）申請書に記載誤り等がある場合は、内容の確認などのため、登録完了までにさらに時間がかかる場合があります。

既に課税事業者の方は（④～⑥）

中小事業者向け

④少額取引はインボイス不要？ 事務負担の軽減（6年間の経過措置）

前々年（基準期間）の売上高が1億円以下または前年の上半期（個人は1～6月）の売上高が5千万円以下の事業者は、1万円未満の課税仕入については、インボイス保存を不要とし、帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります。



対象となる事業者の範囲

全事業者の90.7%が対象となりえます。（約815万者のうち約740万者）。また、現状の課税事業者のみを対象としても、76.1%が対象となります。（約320万者のうち約242万者）。



プロ棋士・加古川観光大使

よこやま ともき
横山 友紀 さん

将棋の魅力を伝えます

令和4年1月に加古川市出身の棋士、横山友紀四段が加古川観光大使に就任しました。加古川の魅力、将棋の魅力についてお話を伺いました。

身に余る観光大使の就任

加古川市は将棋プラザやイベントの開催など、子どもの頃から将棋ができる環境が整っています。私は小学校1年生の頃に始めて、縁あって井上慶太先生の門下生となりましたが、地方だと将棋をはじめたくても教室や先生がいないといったことはよくあります。身近にプロと出会えて指導を受ける機会があるというのは幸せなことです。生まれ育った加古川市から観光大使

の話が来たときは、「自分なんかでいいのか」と最初は戸惑いました。なんだか身に余り過ぎてどうしようかという気持ちですが、将棋の魅力を伝えられる立場になったということは非常に嬉しいですね。加古川市は将棋以外にも是非知ってほしい場所もあります。例えば、以前、鶴林寺で開催された清流戦で記録係をした時に、改めて中をゆっくりと歩いてみましたが自然と歴史を感じられる素晴らしい所だと思います。かつめしもそうです。喫茶店には必ずメニューにあるお馴染みの郷土食ですが私は甘めの味付けが好きですね。就任してからSNSにかつめしを出したりはしているんですが、PR力が無く……。私は得意分野の将棋のPRに徹底したいと思います！

集中力は続かないほう(笑)

よく将棋をしていると「集中力を保つ秘訣は？」と聞かれますが、私はどちらかといえば続かない方で、対局でも粘ると良くない癖がつくので粘らないようにしています。もともと「考えること」が好きなんですけど、何手も先のいろんなパターンを考えると時間がかかってしまうので、要点を絞って考えるようにしています、必ずしも長時間

間集中することが良いことは考えていません。いかに自身の濃い集中力の時間を作るか、ではないでしょうか。

イベントなどで子供たちに将棋を教えることがあるのですが、将来が楽しみなぐらい上手な子もいて、加古川の未来も明るいと思います。私もそれぐらいの時期から将棋を指しながら「将来は何になりたいのか、将棋の道に進むべきか」と揺れ動いていた時期がありました。子供たちの中にはすでに目指すものを決めている子もいると思いますが、色々悩みながら将来を考えてほしいと思います。そして将棋を一生続けようと思ってくれば嬉しいですし、そうでなくても将棋は好きであり続けてほしいですね。

将棋の奥深さを届けられるように

私の得意な戦法は「四間飛車^{しけんびしゃ}」ですが、今の私は少し戦法の幅が少なく感じているので休日也将棋の研究をしています。今後は様々な戦法で見ている方々を楽しませ、そして将棋の奥深さや広さを届けられるような将棋がしたいです。観光大使としても微力ですが「棋士のまち加古川」をPRしていきたいと思っています。今後とも応援よろしくお願いたします。

「発酵と私」

こめしゆか
米種花

代表

まつもと
松本

きくこ
喜久子



住 所: 加古川市加古川町中津201-6
T E L: 079-439-6192
営業内容: 発酵料理教室



次男が生まれてまもなく、小麦アレルギーであることが判明し、パンが食べられなくなつて、アトピーも発症し、病院に連れて行くとの重度のアトピーと診断されステロイドを処方されました。病院から処方される薬では一向によくならず外的処置に疑問を覚え、自己治療力を信じ内面から体を治す、自然療法を学びはじめました。

そこで、発酵食との出会いがありました。発酵は免疫を高め、腸内環境をよくし、老廃物を排出させる効果があります。発酵を食卓に取り入れようと手前味噌を仕込み、ぬか床をまぜ、甘酒を作りました。

毎日の料理に積極的にとりいれていくうちに、次男のアトピーがみるみるうちによくなり、炎症しつづけた肌は、1年たった頃にはすっかりよくなりました。この時、母が毎日食卓に出してくれていたお味噌汁が、私の健康を守ってくれていたんだということが分かりました。

内面から体を治す、体を整えることを知った私は、発酵食を広めたい！という気持ちが強まり、発酵食を本格的に学び資格をとり、加古川に発酵料理教室【米種花】をひらきました。

発酵食は、体にいいのはもちろんのこと、料理を美味しくし、栄養価も高めてくれます。消化もよく体に負担をかけないので、体が弱っている時、疲れている時、また離乳食や介護食などにも、とても役にたちます。

また、祖父のいりこ屋のあとを継ぎ、いりこ出汁のよさを広める活動をしています。いりこの品質にはとことんこだわりの、良質の【伊吹いりこ】を取り扱っています。

いりこ出汁は、スッキリとした中に濃い旨味があり、お味噌との相性が抜群です。

現代人に不足しがちなミネラルが多く含まれているので、毎日いりこ出汁のお味噌汁を飲むことにより、良質なミネラルを体に補給する事ができて体を健康に導いてくれます。

サイドメニューになりがちなお味噌汁ですが、いりこで出汁をとり天然醸造のお味噌をといたお味噌汁は、私にとってご馳走です。シンプルの中にも滋味深い美味しさは、心と体を整え心豊かにしてくれます。

現在【米種花】では、味噌・甘酒・いりこ出汁の教室をはじめ、梅しごとなどの季節の手仕事のワークショップなども開催しています。これから、加古川から全国に、発酵食のすばらしさを、発信し続けます。

Step Up!



体のお悩み
ご相談ください

ふじい整骨院

院長 藤井 憲之 ふじい のりゆき

所在地：加古川市別府町別府

967-17

TEL：079-437-3789

営業内容：整骨、接骨（柔道整復）、鍼灸



一人一人の症状と向き合います

「整骨院は痛い治療のイメージをもつ方が多いですが、当院では古来より伝わる『ソフトな動きを加える整体法』で小さいお子様から高齢の方まで、安心して通院していただけます」と語るのはふじい整骨院の藤井憲之院長。平成3年に加古川で開業し、最新の治療器（電気・温熱・光線）、鍼灸治療、整体治療などの手法で、健康ケアや体のメンテナンスを行います。

藤井院長は「当院では、慢性的な肩こりや腰痛に悩む方、病院で原因が特定されずお困りの方が多く来院されます。豊富な設備や長年培ったノウハウを活かして様々な症状の方と向き合い、まずは丁寧なカウンセリングをしてから治療に進みます。また、ブログを通して、患者様の症状や改善に向かった例を紹介し、同じような症状でお困りの方の助けになれば」とこまめに更新しています。ご縁をいただいたこの加古川の地で、30年以上お世話になってきて私の腕を頼って来院していただけること、『お陰様で良くなりました』とのお

声をいただいた時、誰かのためになれる仕事をしていると実感でき嬉しくなります。一人でも多くの方の悩みを解決できる様、勉強の毎日です」と笑顔で語ります。

また「当院は治療だけではなく、妻がトレーナーの資格を持っていて、ジャイロトニックというバレエダンサーのためのヨガとして生まれたエクササイズを行っています。適度な柔軟性と筋力を獲得することができ、体幹を鍛える事で痛みの予防につながります」と二人三脚で患者様の痛みに寄り添います。

補助金を利用し、明るい院内に改装

「院内全体の改装と外の看板設置に小規模事業者持続化補助金を活用しました。申請書の作成など経営指導員の方に親身に相談に乗っていただいたおかげで採択され、患者様に安心して通院頂ける明るい院内になりました」と白を基調とした清潔で明るい、動線にも気を配った設計は、住宅メーカーに勤めていた経験のある奥様こだわりの空間です。「照明や看板を全てLEDに変更したこと、全体的に明るくなったうえ、節

電効果もあって最近の電気料金高騰の中、大変助かっています。新型コナウィルスが流行してから、ベッドの数を6台から2台に減らしたり、完全予約制としたり、一人一人個室に近い形で他の方との接触をなくし、補助金で抗菌カーテンに変更したことで、感染対策もしつかりできました。これからも一人でも多くの方が安心して通える心強い整骨院でありたいです」とさらに先を見据えています。



兵庫県下では数少ないジャイロトニックの専用マシンをおいています



広々とした空間でリラックスして施術を受けられます

加古市ミクスコンテストのグランプリが決定
ーファイナルステージを開催ー

2月11日、女性が輝く加古川市ビジネスプランコンテストのファイナルステージー最終審査会ーが開催され、書類審査を通過した6名が公開プレゼンテーションを行い、最終審査に臨みました。

厳選なる

審査の結果、吉本優紀さんの「イベント出張型託児所きつずらんど」がグランプリに選ばれました。吉本さんは、



岡田市長とグランプリを受賞した吉本さん

手作り布製品をネットや野外イベントに出店・販売しており、子どもを預ける先がなくイベント出店を諦めるママさんのハンドメイド作家を見て、安心して子どもを預ける場所を提供したいと、この事業を思いつきました。ハンドメイド作家仲間の多くが子育て女性ということもあり、日々奮闘されています。参加者の皆様も含め、今後のご活躍を応援しております。

今年の日本経済の先行きは
ー新春経済講演会を開催ー

2月13日、日本銀行神戸支店竜田博之支店長を講師に「2023年経済展望」についての講演会を開催しました。

初めに日本銀行について紹介、その後2024年度上期を目前に、日本銀行券の改刷が予定されておられ、新たな偽造防止技術やユニバーサルデザインの例を紹介しました。



多数の参加者で毎年人気の講演会

次に、日本経済の動向として、経済の先行きは感染症や供給制約の影響が和らぐもとで回復していきます、物価の先行きは目先来年度半ばにかけてプラス幅を縮小していくが、その後プラス幅を緩やかに拡大していくと紹介、これらの見通しのリスクとして、海外の経済や物価動向、ウクライナ情勢の展開などがあると話しました。

(参加者は49名)

加古川市の取組について学ぶ
ー金融不動産産業部会を開催ー

2月3日、第229回例会として、加古川市企画部政策企画課スマートシティ推進担当課長多田功氏を講師に「加古川市のスマートシティ推進の取り組みについて」と題した講演会を開催しました。

加古川市の課題は人口減少、生産年齢人口比率の低下、高齢者人口比率の上昇があり、市はスマートシティ構想を策定し、市民の幸福の向上を目指し様々な取り組みを行っていると話がありました。

現在の取組では、見守りカメラの設置や見守りサービスの導入により市民の安全・安心を確保、またDecisionの導入によるオンラインで市民との意見交換を行い、一方でオンラインでのワークショップも併せて行い広く意見を集めています。今後も「身近な自然を活かした魅力づくり」「駅周辺のにぎわいづくり」「産業誘致による雇用の創出」の取り組みをスマートシティ推進の中で行っていききたい、と話がありました。

(参加者は32名)

「小規模事業者持続化補助金」の採択結果が発表されました

【一般型(第10回 12/9締切)】当所関係 採択者

(順不同)

事業所名	補助事業の事業名称
(株)ソプラ・クリエーション	3次元測定技術を用いた伝統工芸品のデジタルアーカイブと複製
(有)井上文尚堂	ランディングページ制作事業と顧客管理による売上拡大
福本精肉店(お多福)	宴会予約の受注拡大のための個室宴会スペースの改装とPR
(株)ライフクリエイト	宣伝カー(移動オフィス)でお客様認知度・満足度UP戦略
(有)宮脇製材所	看板設置や販促ツールによる幅広い世代への認知度向上
(有)プロヴァンス	人気ローストビーフのテイクアウト対応に向けた設備導入

団体だより

青年部

次年度役員が選出されました

―11月度臨時総会を開催―

1月26日、令和4年度1月臨時総会を開催しました。

岡本会長を議長に選出し、令和5年度加古川商工会議所青年部役員予定者（案）の選出、令和5年度加古川商工会議所青年部会長所信（案）について審議を行い、いずれも賛成多数にて承認・可決されました。

次年度スロ―ガンとして掲げられた「Just For Some one」創造力と思いやりで持続可能な未来へ」を胸に、次代を担う先導者として、YEGメンバー全員の創造力を結集、思いやりを持って活動し、これまでの歴史を継承しながら、希望ある持続可能な未来へ進んで参ります。

（総務研修委員会副委員長 山本芳久）



次年度へむけて気合十分です

令和5年度役員（敬称略・順不同）

監事	岡崎 浩一郎
監事	佐々木 陽平
直前会長	岡本 良太郎
会長	竹内 一真
副会長	杉浦 元記
副会長	高原 佳祐
副会長	松下 智哉
専務理事	山本 涉
理事	井本 光昭
理事	大橋 裕子
理事	大谷 稔彦
理事	岡田 健司
理事	岡田 陽平
理事	窪田 健二
理事	興梠 正樹
理事	佐藤 正巳
理事	寺崎 博哉
理事	鳥濱 誠司
理事	中野 二郎
理事	西田 靖敏
理事	新田 大
理事	藤原 智也
理事	宮本 了介
理事	本岡 卓也
理事	山平 純
理事	山本 裕一
理事	山本 芳久

加古川での出会いを地域活性化に

―第2回婚活事業を開催―

2月4日、第2回婚活事業YAD ORIGIN MEETSを加古川市立少年自然の家にて開催しました。

4月より全体事業として取り組み、参加者同士の交流を深める部会と食事を設ける部会に別れ企画の詳細を詰めていきました。

迎えた本番ではそれぞれの部会が主体となり、頭を使う謎解き、体を動かすペタンクや宝探し、心を通わせる連想ゲームをし、会場が外でも寒かったので温かいシチューと、デザートにケーキをお召し上がりいただきました。各部会が精一杯参加者をおもてなしして盛り上げたことで、最終的に8組がマッチングし、YEGだからできる事業だと再認識しました。

それぞれの部会の知恵を結集し1つの事業を組み立て、運営したことでメンバー同士に、より強い結束力が育まれ、また参加された方々が加古川の街へ出かけるきっかけ作りをしたことで、加古川の活性化の一助になったと思います。

（渉外広報委員会 委員長 井本光昭）

加古川市環境保全研究会

エコクリーンピアはりまを訪問

―リサイクル部会視察研修会を開催―

1月27日、視察研修会を開催し、エコクリーンピアはりまを訪問しました。

施設概要のDVDを視聴、センター内の施設や事業の詳細な説明を受けた後、不燃・粗大ごみ処理施設を見学、リチウムやガスボンベ等は処理する際に爆発等の恐れがあるので、手作業で選別を行っている」と説明があり、その後可燃ごみ処理施設の中央制御室、プラットフォーム、ごみピット、炉室、タービン発電機室を見学しました。ゴミ焼却の過程で出る蒸気を利用し、タービン発電を行い、施設内のすべての電力を賄っており、余った電力は売電に回していると話がありました。

最後に、管理棟に戻り、屋上庭園や環境学習コーナー等の学習・啓発施設を見学、現在ではベビー用品のリユース事業としてベビーカーやベビーベッド等の提供を行っている」と説明がありました。

（参加者は13名）

団体だより

女性会

華やかなピアノ演奏で優雅なひととき

―新春懇親会を開催―

1月24日、今期最強寒波の影響で雪が降る中、加古川プラザホテルにおいて新春懇親会が開催され、会員、来賓等28名が集い新年の門出を祝いました。

コロナ禍の影響で3年ぶりの開催となりましたが、中尾会長のあいさつと釜谷会頭の乾杯で開会、ピアノストの野々村亜梨沙さんによる美しい音色と豪華な食事と和やかな雰囲気包まれつつ、各テーブル歓談を楽しみました。

今回のアトラクションは、野々村さんにより、トークを交えながらの曲の紹介があり、弾いて頂いた曲は、ショパンの仔犬ワルツ、月の光、映画のTea for two、愛の讃歌、中島みゆきの糸等素晴らしい曲の演奏でした。心に染みる繊細なピアノで優雅な時間を過ごすことが出来ました。



来賓の方々と新年を祝いました

途中で中尾会長より令和4年度の理事メンバーの紹介をほさみ、終始和気あいあいとした時間を過ごしました。

ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。

（理事 間鍋 祥子）

加古川市社会福祉協議会を訪問

―靴下まつり収益金を寄付―

1月20日、加古川市社会福祉協議会を訪問し、昨年11月に開催した第26回靴下まつりの収益金を田淵博之理事長にお渡ししました。加古川市社会福祉協議会には靴下まつり開催にあたり出店団体の募集や調整などの御協力をお願いしています。

今年度は例年設けていた喫茶コーナーを新型コロナウイルス感染症防止対策で見合わせた為に、バザー売上金のみを寄付となりました。寄付金額はコロナ禍以前に比べると減少してしまい約6万8千円となりましたが、大変喜んでいただきました。

今後の靴下まつりでは感染対策を行いつつチャリティでもより貢献できるように工夫を重ね開催したいと思っています。

（会長 中尾 るみ子）

会議所からのお知らせ

『西支所』業務日の変更について

西支所の来所者数の減少等により、4月1日から左記のとおり業務日を変更させていただきます。

ご利用される皆様方には、ご不便をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

●業務を行う曜日・時間

水曜日 9時30分～16時30分

※月・火・木・金曜日については休館日とさせていただきます。

●お問い合わせ 総務管理課

TEL 079・424・3355

印刷物入札

当所より発注する印刷物に関し、競争見積を実施いたします。内容につきましては、前日にお問い合わせください。（当所会員限定）

●日時 3月22日(水)10時～

●場所 加古川商工会議所 3階事務所

●お問い合わせ 総務管理課
TEL 079・424・3355

令和4年分の所得税確定申告 締切日のご案内 申告がお済みでない方はお早めに！

確定申告締切日：3月15日（水）

当所では、会員の皆様方の決算申告準備のお手伝いをいたします。申告書提出締切日より余裕を持って、お早めにお越しください。

●ご持参願いたいもの

1. 月別収支のわかるもの（帳簿及び原始記録）※帳簿等の合計欄は必ず計算しておいてください。
2. 令和3年分決算書（控）及び申告書（控）
3. 生命保険料、地震保険料、国民健康保険、国民年金、その他控除を受ける証明書
4. 令和3年分消費税申告書（控）及び付表（控）
5. 税務署から郵送されてきた書類一式（「確定申告のお知らせ」ハガキ等）
6. **補助金、給付金、支援金などを受けとった場合は、その金額がわかる書類等**
7. USB・SDカード等データを保存できるもの
8. 印鑑

※所得税確定申告書等の税務関係書類に、

事業主等のマイナンバーを記載する必要があります。

また、マイナンバーを記載した税務関係書類等を提出する場合には、

マイナンバーカードなどの、本人確認書類の写しを添付する必要があります。

●お問い合わせ 加古川商工会議所 中小企業相談室 TEL079-424-3355

3月の会 議 所 カ レ ン ダ ー

日 曜日	行 事	日 曜日	行 事
1 火	広報委員会、確定申告準備相談会(展示ホール)	15 火	(無料)法律相談
2 水	令和4年度第4回常議員会、確定申告準備相談会(加古川北公民館)	18 金	青年部 3月例会「卒業式」
3 木	(無料)法律相談、確定申告準備相談会(西支所)	22 火	第181回臨時議員総会
4 金	女性会「事業所紹介」、異業種 3月度定例会、(無料)金融相談	30 水	(無料)不動産相談
7 月	加環研 エコ環境部会視察研修会	【個別経営相談会】1・2・7・8・9・14・15・16日	

●「個別経営相談会」は事前予約が必要です。あらかじめご相談内容をお知らせください。(※)

●無料相談は、変更・中止となることがあります。お手数ですが、事前にお問合せください。

⇒日本政策金融公庫による「金融相談」はWEBミーティング形式での相談となりますので、事前予約が必要です。(※)

⇒「不動産相談」は当面の間【完全予約制】の【電話相談のみ】となり、3月22日(水)までに予約が必要です。(☆)

《問合わせ・予約連絡先》 ※印：加古川商工会議所 電話079-424-3355

☆印：(一社)兵庫県宅地建物取引業協会 加古川支部 電話079-424-0832

商工かこがわ3月号

発行
2023年3月1日

発行人
加古川商工会議所
〒675-0064
加古川市加古川町溝之口800
TEL (079)424-3355(代表)
FAX (079)424-7157

印刷所 加古川印刷事業協同組合

広報委員の“つぶやき”

確定申告の期限が15日までです。お忘れのないように。
新年度を迎えるにあたり、転勤・就職・引越により、人の往来が増えます。コロナ感染にはお気を付けてください。

「今月の“こんな日”」

●ホワイトデー（14日）

バレンタインデーのお返しの日として、すっかり日本の年中行事となったこの日。当初は「君からもらったチョコレートを僕の心（白いマシュマロ）でやさしく包んでお返しするよ」という意味づけから、マシュマロを返すのが正式なルールだったそうです。